

はだのブランド

知ってますか？

秦野には芦ノ湖の4倍の水が眠っています。
丹沢のいただきに落ちた雨が森を育み、
何十年もかけて大地にあふれる。
想像すると水に感謝したくなりませんか？

第1回 はだのブランド 認証品募集

第1回 はだのブランド認証募集要項

この度、はだのブランドは、新たなコンセプトを「丹沢の杜、名水のまち」と定め、これを体現する優れた商品・サービスを募集します。秦野市の地域活性化やPR活動に率先して取り組む方の申請をお待ちしています。

■ 募集期間: 令和7年4月15日(火)～6月20日(金)

■ 申請様式、はだのブランド認証要綱等は、はだのブランドホームページからダウンロードできます。

ダウンロード先 <http://www.hadano-brand.jp> ※申請書等は、申請先事務局にも置いてあります。

1. 認証対象

「丹沢の杜、名水のまち」で育まれたことを強く感じられ、全国から求められる秀逸な商品(加工品、工芸品、工業製品等)及びサービス。ただし、公序良俗に反するものは対象としない。

2. 申請資格

(1) 秦野市内に住所を有する個人、法人その他の団体であること(本支店等の事業拠点の所在地を市内に有すること)
(2) 申請品の権利を所有していること

3. 申請書類

以下の書類を申請先事務局へ郵送または窓口に出してください。

- (1) 申請書(第1号様式)
- (2) 誓約書(第2号様式)
- (3) 前年度の法人事業税納税証明書又は個人事業税納税証明書
- (4) 消費税及び地方消費税納税証明書(その3)、又は前年度の消費税及び地方消費税納税証明書(その1)
- (5) 申請者が市内に住所を有することを証明する書類(履歴事項全部証明書、営業証明書等)
- (6) 申請品を生産、販売、使用等をするのに必要な許可証、届出書等
- (7) 申請品の写真(プリントされた紙及びデータ)
- (a) 知的財産権等を有する場合、それを証明する書類
- (b) 申請品の信頼性・安全性を証する書類
- (c) 社会貢献、雇用、働き方等の観点で先進的な取組を行っていることを証する書類
- (d) カタログ又はパンフレット

(1)～(7)は必須、(a)～(d)は任意
※(3),(4),(5)は、直近3か月以内に発行されたもの

4. 費用

審査に係る費用は無料です。ただし、申請書の作成等申請に係る費用については、申請者の負担となります。なお、ブランド認証品となったときは、登録料として3万円が必要となります。

5. スケジュール

募集期間	令和7年4月15日(火)～6月20日(金)
認証審査	令和7年8月(予定)
認定式	令和7年10月中旬(予定)
お披露目	令和7年11月3日(月・祝日) (市民の日での展示)

6. 認定のポイント

- (1) 申請者がその事業活動において、法令違反や税の滞納等、コンプライアンスに違反しないこと
- (2) 秦野の地域活性化に意欲を持っていること
- (3) 様々な観点で圧倒的な優位性があること
- (4) 申請品の品質を高次元で維持していること
- (5) 申請品の積極的なアップデートなど、今後の発展性が期待できること
- (6) 市場を敏感に捉え、強い意志決定と組織力で取り組んでいること
- (7) 秦野ならではの伝統的価値やストーリーを有していること
- (8) 地域貢献の姿勢が認められること
- (9) 多様性の視점에優れていること
- (10) 全国から求められる秀逸な商品であること
- (11) 「丹沢の杜、名水のまち」で育まれたことを強く感じられること

7. 選考方法

はだのブランド推進協議会による【条件審査】と、はだのブランド認証審査会による【認証審査】の2段階審査により総合的に判断し、はだのブランド推進協議会が認証します。

8. 認定特典

- (1) 認証書・記念品の授与
- (2) はだのブランドロゴマーク使用権利の付与
- (3) 雑誌ディスカバー・ジャパン紙面掲載
- (4) 都内ポップアップ展示・販売
- (5) 「市民の日」お披露目ブース展示
- (6) 秦野商工会議所館内でのプロモーション
- (7) はだのブランド推進協議会、行政、支援機関などの広報媒体への掲載及びマスコミ、企業等へのPR支援

9. その他

- (1) 申請にあたっては、はだのブランド認証要綱・認証基準を熟読してください。
- (2) 認証期間は、認証日から3年経過後の年度末までとなります。
- (3) 提出された申請書類等は返却いたしません。また、認証審査の内容に関するお問合せには一切お答えできません。
- (4) 申請品が認証された場合、申請品の写真や説明文などを「はだのブランド」のホームページや製作物、メディアなどの取材記事・報道に使用することを了解し、その内容については「はだのブランド推進協議会」に一任するものとします。
- (5) 認証審査では、専門審査員の現地審査時にプレゼンテーションをしていただきます。

【主催】はだのブランド推進協議会

(申請先事務局) 秦野市役所 はだの魅力づくり推進課

(共同事務局) 秦野商工会議所 地域産業振興課

メールアドレス: info@hadano-brand.jp

〒257-8501 秦野市桜町1-3-2 教育庁舎1階
TEL: 0463-82-9036 FAX: 0463-86-6563

〒257-8588 秦野市平沢2550-1
TEL: 0463-81-1355 FAX: 0463-82-0273